

## 2. 後発品のある先発品の薬価改定ー1

○ 後発品のある先発品の薬価の改定方式については、更なる薬価の適正化を図る観点から見直すこととしてはどうか。

(具体的な改定方式の例)

- ① 後発品を含めた同一成分・同一規格の全銘柄の市場実勢価格の加重平均値を用いて、調整幅方式により算定した価格を先発品の改定薬価とする。
- ② 現行の薬価算定ルールにおける先発品薬価の一律引下げ率(4~6%)を〇ポイント拡大する。併せて、平成14年度及び平成16年度改定において一律引下げの対象となった後発品のある先発品についても、今回の薬価改定に限り、〇ポイント更に引下げを行う。

○ 上記の①の改定方式を採用する際には、併せて、引下げ率の上限の設定などの激変緩和措置の導入についても検討することとしてはどうか。